

建政第656号の2
平成25年2月22日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県 県土整備部長

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

平素は県土整備行政について、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、下記のとおり国土交通省から事務連絡がありましたので、貴会の会員等にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、改正後の様式等については、下記の国土交通省ホームページにおいてご参照いただけます。また、今後、岐阜県のホームページ上においても改正後の様式を記載する予定であることを申し添えます。

記

- (1) 建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について
(平成25年2月13日事務連絡)

【国土交通省 報道発表資料】

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000184.html

所 属	岐阜県県土整備部 建設政策課 建設業係		
係 長	三 宅	担当者	日比野
電 話 番 号	058-272-8504		
F A X 番 号	058-278-2718		